

【本人死亡後の事務】

本人の死亡後に成年後見人が行う事務について、裁判所の許可は必要ですか。

1 本人の死亡後の事務について

本人の死亡により、成年後見は当然に終了し、原則として成年後見人はその権限を喪失しますが、民法の改正により、

- ① 相続財産に属する特定の財産の保存に必要な行為
- ② 相続財産に属する債務（弁済期が到来しているものに限る。）の弁済
- ③ 本人の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産全体の保存に必要な行為（上記①及び②の行為を除く。）

といった一定の範囲の事務（死後事務）について、成年後見人の権限に含まれることが明記されました（民法873条の2）。これら死後事務は本人の相続人が相続財産を管理し得る状況になく、相続人の意思に反することが明らかであるとの事情もない場合に行うことができることとされていますが、上記③に該当する行為をするときは裁判所の許可が必要となりますので、これに該当する行為をする必要があるときは（具体例は下記2のとおりです。）裁判所に対して死後事務の許可の申立てをしてください。

なお、保佐人や補助人、未成年後見人、任意後見人はこの申立てをすることができません。

2 裁判所の許可が必要となる死後事務の具体例

- (1) 本人の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結

※ 葬儀に関する契約の締結は含まれません。後見事務の一環として成年被後見人の葬儀を執り行うことはできません。

- (2) 本人が入所施設等に残置した動産その他の物に関する寄託契約の締結

- (3) 電気・ガス・水道の供給契約の解約

- (4) 債務の弁済のために本人名義の預貯金口座から現金を払い戻すこと など

※ 上記の各契約の締結等に伴う費用の支払いのために預貯金口座から現金を払い戻す行為も該当します。また、振込みの方法による場合も含まれます。

【死後事務の許可申立ての必要書類】

- (1) 申立書、申立事情説明書

記載例参照

- (2) 収入印紙800円分

- (3) 郵便切手 84 円分
 - (4) 本人の死亡診断書のコピー又は本人の死亡の記載がある戸籍（除籍）謄本
 - (5) 許可を要する行為の種類に応じて、次のとおり
 - ① 本人の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結の場合と電気・ガス・水道の供給契約の解約の場合は、原則疎明資料不要
 - ② 債務弁済のための預貯金の払戻しの場合は、預貯金通帳のコピー及び債務の存在がわかる資料（請求書のコピー等）
 - ③ 本人が施設等に残置した動産等の寄託契約の締結の場合は、寄託契約書(案)
- ※ 申立後に追加資料の提出を求めることがあります。